

第3回福井地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成16年11月25日（木）午後1時15分から午後4時30分まで

2 開催場所

福井地方裁判所第1会議室

3 出席者

(1) 委員

笈田信幸委員，川村幸治委員，畔柳章裕委員，小林克美委員，野坂鐵郎委員，馬場修一委員，春見静子委員，三宅俊一郎委員（委員長），森長澄江委員，吉村悟委員（以上10人出席）

(2) 事務担当者

齋藤事務局長，関民事首席書記官，高見刑事首席書記官，加藤総務課長，相原総務課課長補佐

4 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 意見交換テーマ

迅速な裁判について

(3) 意見交換要旨（○：委員の意見）

○ 日本の裁判がそれほど時間がかかっているとは思わない。オウムなどの特殊な事件のために，時間がかかっているように感じるのだと思う。ただし，控訴や上告が出て高裁や最高裁まで争われれば，時間がかかると思う。

○ 刑事事件では，捜査段階で収集された証拠が早期に開示されることが弁護のために重要だと思う。裁判の迅速化も重要だが，他に適正，公平，特に充実という点が大切である。充実することが迅速化にも繋がる。控訴審，上告審については，最近は審理が早くなっており，迅速化法の効果が出ていると思う。

○ 一般的に日本の裁判は長いとは思わないし，裁判に一定の時間がかかるのはやむを得ないと思う。報道機関が審理に時間がかかると言い過ぎている。人の一生を左右するのであるから，迅速よりも正確で丁寧な裁判をしてほしい。

- 被害者の立場から言うと、裁判を早くしてほしいと思う。
- 依頼者から十分な情報をもらえず、その結果、裁判所にも情報を伝えられなかったという経験がある。弁護士、依頼者、裁判書間でコミュニケーションが大切だと思う。そのためには、裁判所の訴訟指揮が重要であるが、その辺をどのように改善するかについて、弁護士にも責任がある。
- 刑事裁判が遅延しているという認識はない。オウム事件について言うと、たくさんの事件があるし、弁護団と被告人の意思疎通という問題がある。刑事事件には死刑制度もあるし、判断するために互いに主張、立証を繰り返す必要があるので拙速はよくないと思う。しかし、これまで裁判手続等に関して、法律家として国民に説明する努力が足りなかったと思う。例えば、被害者対策にしてもきちんと説明してこなかったと反省しており、広報の重要性を認識している。
- 長期化が考えられる事件としては、複雑な事案、自白の任意性が争われている事案、鑑定に時間がかかる事案などが考えられる。また、弁護士が一つの事件に専門的に取り組めないことから、集中的に期日を指定できないこともある。否認事件であれば、立証が緻密で時間がかかるという問題がある。また、証拠開示についての問題もある。裁判所側の問題としては、争点整理が不十分で時間がかかってしまうということもある。
- 大学教授のアンケートで、裁判を経験した人は時間がかかったと思っていないという結果が出ているものがある。欠席裁判を除くと60～70%が1年以内に終わっており、2年以上かかる事件は、当事者がたくさんいたり、財産がたくさんあったり、医療や建築などの専門的な事件である。こうした事件は争点整理手続だけで2、3年かかるのものがある。ほかには、裁判所が争点整理で見通しを誤ったために長くなったり、本人訴訟で、手続が分かってなくて時間が長くなることがある。そうした事件は早期に注意して審理の短縮と充実に努める必要がある。
- 経営者の立場からいうと、取引や特許に関する事件は1年以内に審理を終えてほしいと思う。民事事件では、決められた手続の順番よりも、できることは一回で済ましてほしいという気持ちがある。
- 専門事件については、弁護士も試行錯誤である。例えば建築関係の訴訟で

あれば、建築士を同行する方がいいが、当事者にとっては費用がかかるという問題がある。専門医委員制度が導入されたが、人材確保や信頼性について問題がある。

- 従前法曹はコストや効率についての意識が希薄だったと思う。今では、遠方の弁護士が電話による会議システムで裁判所に出頭しないですんだり、証拠調べも集中的に行われるなど、改善されている。充実化と迅速化を一体として進めていくことが必要である。
- 6割方で解決を望む人は、早く解決する。意地を張って争いが長期化するような場合も、裁判所から直接本人に助言や指導があれば、本人も納得して妥協することがある。運用の工夫次第で解決が早くなると思う。
- 商品代金を請求され、こちらも瑕疵の主張をして争ったが、裁判官から瑕疵の主張には証拠が必要となり、時間がかかって大変だからと和解を勧告されたことがある。時間をかけても言い分を聞いてほしかった。
- 社会全体が効率化を言われているが、日本の精密な裁判の良さを無くすのはどうかと思う。本当に当事者から見て迅速化されて良かったということにシなくてはいけないと思う。
- 充実した裁判を受けることによって、実際にかかった時間に関係なく、早く解決したと感ずることもあるから、迅速化に繋がるための充実化が大事である。また、説明責任ということも大事だと思う。例えば、期日一つを決めるにしても、一言理由を言って、これこれという理由で一か月先になると言ってもらえれば納得すると思う。
- 弁護士の責任もあると思う。当事者も弁護士に一任するのではなく、一緒に法廷についてくるといいと思う。
- 今回の司法制度改革が国民の中から起こったものであれば、国民にもっと理解が得られていたと思うが、中央や大企業から起こったためにあまり国民に浸透していないと思う。今日の議論を聞いていて、早くという意見があるのももっともだと思う。ただ、迅速はいいが、拙速はいけない。
- 経済的活動が迅速化する中、裁判手続も工夫できる点があるのではないかというのが、司法制度改革の発端だと思う。
- 企業には、真に要求している紛争解決機関としての役割を裁判所が果たし

ていないのではないかという思いがあるのではないか。

- 裁判の迅速化については、平成10年にも民訴法の改正があり、その時はこれで十分だと思われていたが、更に手当が必要だということで、今回の改革になったと思う。迅速化法の2年という期限は努力目標であって、更に地に足のついた議論が必要だと思う。しかし、裁判にも限界があり、自分で予防策を図ることも重要である。
- 迅速化を突き詰めると人間の良識に行き着くのかという感じがする。そうすると、司法教育などの教育を小さいころから実施して、教え込んでいく必要があると思う。
- 弁護士会でも、出前授業をして、サラ金の利用方法とか社会のルールなどについて法教育をしている。
- 英米では、高校生までに法教育を行い、デュープロセスや陪審制度を教えている。一般市民や中学生に裁判員制度を分かりやすく教えることを繰り返していれば、迅速化にも繋がると思う。裁判所でも、いつでも見学や傍聴ができる。
- 代理人だけでなく、訴訟の当事者本人も法廷にいれば、例えば期日を決めるにしても、期日が先になる理由を説明できるし、争点についても本人に説明できていいと思う。そうしたコミュニケーションを取ることで、結果的に裁判も早くなると思う。
- 裁判官の異動によって時間がかかるということもあるのではないか。
- 裁判官の異動周期はそれほど不規則なものではないし、異動は通常発令日より相当前に知らされるので、裁判かは、計画を立てて審理を進めることで、異動による審理の長期化をできるだけ避けるようにしている。

5 次回開催期日意見交換のテーマ

平成17年6月2日（木）午後1時15分～午後4時15分

テーマ「裁判員制度」